

サポートハウスおおばり運営規程

指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護

(事業の目的)

第1条 有限会社サポートハウスが開設するサポートハウスおおばり(以下「事業所」という)が行う指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護従事者及び計画作成担当者(以下「介護従業者等」という)が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 第1項 事業所の介護従業者等は、介護サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより要介護状態となった場合でも、利用者が事業所においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。

第2項 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

① 名称 サポートハウスおおばり ② 所在地 名古屋市中東区大針1丁目338番地

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

① 管理者1名(常勤) 管理者は、事業所の介護従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

② 計画作成担当者1名(非常勤) 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、介護計画を作成する。

③ 介護従事者8名以上 介護従業者等は、指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を行う。

(入所定員)

第5条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の定員は次のとおりとする。

9名

(指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料等)

第6条 第1項 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

① 入浴、排泄、食事等介護及び日常生活上の世話 ②日常生活動作の機能訓練 ③療養上の世話 ④健康チェック

第2項 ① 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

② 食材料費は、 1,520円/日(朝・昼・夜におやつ付き)を徴収する。

③ 理美容代は、 3,150円/回を徴収する。

④ おむつ代は、 210円/枚を徴収する。(尿取りパットは105円/枚)

⑤ 家賃は、 43,000円/月額徴収する。生活保護受給者は37,000円/月額徴収する。

⑥ 管理費は、 10,000円/月額徴収する。

⑦ 水道光熱費は、15,500円/月額徴収する。

⑧ 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

⑨ 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意を得ることとする。

(短期利用共同生活介護及び介護予防短期利用共同生活介護)

第7条 第1項 事業所は各共同生活住居の定員の範囲内で空いている居室を利用し、短期間の指定認知症対応型共同生活介護(以下「短期利用共同生活介護」という)を提供する。

第2項 短期利用共同生活介護を受ける利用者の数は一の共同生活につき1名とするが、次のいずれにも適合する場合、定員の合計数を超えて受け入れる事ができる。

① 介護支援専門員が緊急に短期利用共同生活介護を受ける事が必要と認めた者である。

② 当該利用者が及び、他の入居者の処遇に支障が無い場合であって、個室において短期利用共同生活介護を行う事ができる。

「おおむね7.43㎡/人でプライバシーの確保に配慮した個室的なしつらえ」が確保される場合には、個室以外も認めることとする。

③ 7日を限度とする。利用者家族の疾病等やむを得ない事情がある場合には14日以内とする。

④ ユニットごとに1人までの受入とする。

第3項 短期利用共同生活介護の利用は、あらかじめ30日以内の利用期限を定めるものとする。

第4項 短期利用共同生活介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、当事業所の計画作成担当者が認知症対応型共同生活介護計画を作成することとし、当該認知症対応型共同生活介護計画に従いサービスを提供する。

第5項 入居者が入院等の為に、長期にわたり不在となる場合は、入居者及び家族の同意を得て、短期利用共同生活介護の居室に利用することがある。なお、この期間の家賃等の経費については入居者ではなく、短期利用共同生活介護の利用者が負担するものとする。

第6項 短期利用共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告知上の額とし、当該指定認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスである時は利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。また介護報酬以外の利用料の額としては以下の通りとする。

① 宿泊費として、1,250円/日を徴収する。

② 食材料費は、 510円/食を徴収する。

③ 理美容代は、 3,150円/回を徴収する。

④ おむつ代は、 210円/枚を徴収する。(尿取りパットは105円/枚)

⑤ 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

⑥ 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意を得ることとする。

(入居に当たっての留意事項)

第8条 介護従事者等は、利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

① 共同生活の規則は、事業所の規則を守り、他の迷惑にならないようにする。

② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないように利用する。

(緊急時等における対応方法)

第9条 介護従事者等は、指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が発生したときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第10条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出訓練を行う。

(苦情相談の対応)

第11条 苦情対応担当者として、管理者を常駐させている。

(事業所電話番号:052-753-7231)又、名古屋市介護保険課(電話番号052-959-3087)、名東区福祉課(電話番号:052-778-3097)、等の相談窓口や愛知県国保連合会の相談窓口(電話番号:052-971-4165)等への苦情を申し立てることもできる。

(事故発生時等の対応)

第12条 事故発生時には、速やかに医療機関に通報するとともに、その家族及び市町村等にも連絡する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第13条 第1項 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業員に周知徹底を図ること。

第2項 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

第3項 事業所において、介護職員その他の従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年2回以上)実施すること。

第4項 前三項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(その他運営についての留意事項)

第14条 第1項 事業所は、介護従業者等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後3ヶ月以内 ②継続研修 年1回

第2項 介護従業者等は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

第3項 介護従業者等であったときに、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、介護従業者等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

第4項 緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、次の三つの要件を全て満たしかつ「身体的拘束適正化委員会」において定めた手順にしたがって行う必要最小限のものとする。

①切迫性 ②非代替性 ③一時性

2 上記、三つの要件を全て満たすことを関係する複数の職員で合議・確認し、計画作成担当者、管理者の確認を受け(両者の確認が受けられない場合は可能な限り早期に)、また、速やかに家族、利用者代理人に説明、報告し同意を得る。また、それらの記録は「身体的拘束適正化委員会」において定めた書式において記録されていることを必須の要件とする。

3 身体的拘束の継続の如何は随時検討するが、2週間を超えて継続する場合には前二項の規定に準拠し少なくとも2週間おきに検討、記録等を整備することとする。

第5項 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は有限会社サポートハウスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附則 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附則 この規程は、令和4年9月1日から施行する。

附則 この規程は、令和5年6月7日から施行する。